

今治市通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校及び高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、通学困難な生徒の通学方法の選択の幅を広げることを目的に、今治市通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通機関 鉄道、バス及び船をいう。
- (2) 対象生徒 対象学校に通学する者であって、本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住するものをいう。
- (3) 保護者 対象生徒を現に養育監護するものをいう。
- (4) 対象学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校及び中等教育学校（定時制及び通信制を含む。）をいう。
- (5) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定める基準に該当するもので、同規則第39条の3に定める型式の認定を受けたものをいう。
- (6) 型式認定TSマーク 電動アシスト自転車として、道路交通法等に規定される基準に適合した自転車として国家公安委員会から認定を受けたものに貼付されるマークをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住する保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等である場合
- (3) 生活保護を受給している場合。ただし、通学定期助成金については、生活保護の受給期間と定期券の有効期間が重なっている期間分に限る。
- (4) 国、県又は市が実施する同種の補助金等を受けている場合。ただし、今治市の島しょ部高校通学に対する補助金を除く。

(5) 既に対象生徒に係る電動アシスト自転車購入に対する助成金を交付されている場合。ただし、市長が特に必要と認める場合を除く。

(助成対象等)

第4条 助成金は、通学定期助成金及び電動アシスト自転車助成金とし、要件、対象経費、助成金の率又は額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象生徒ごとに今治市通学費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長が別で定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 通学定期助成金

ア 通学定期券の写し又は定期券を購入したことがわかるものとして市長が適当と認める書類

イ 保護者の本人確認書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 電動アシスト自転車助成金

ア 領収書の写し

イ 購入した電動アシスト自転車に型式認定T Sマークが貼付されている箇所の写真、又は購入した自転車の型式、品番等がわかるもの

ウ 通学経路図

エ 対象学校から交付された通学用自転車のシールが貼付された写真、その他通学に使用している自転車であることがわかるもの

オ 保護者の本人確認書類

カ その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金の交付決定をし、助成金を交付する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、助成金を交付することが不適当と認めるときは、その理由を付して、今治市通学費助成金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。この場合において、第1項の規定により提出さ

れた請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(学校振興会等に対する手続の特例)

第7条 第3条及び前2条の規定にかかわらず、通学定期助成金は、学校振興会等学校単位の団体で市長が認めたもの（以下「振興会等」という。）があるときは、市長は当該振興会等に対し助成するものとする。この場合において、助成金に係る申請、請求その他の手続は、今治市教育振興費補助金交付要綱に定める手続により、同要綱に規定する補助金と併せて支給する。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に交付された助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第9条 市長は、助成金事業の実施及び審査のために必要があると認めるときは、申請者、請求者、公共交通機関、学校等に対して、調査を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、同年10月1日以後の利用期間に係る通学定期券について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行し、同年4月1日以後に購入した電動アシスト自転車について適用する。
- 2 この要綱の施行の際、高校3年生である対象生徒に係る電動アシスト自転車助成金については、令和7年12月31日までに購入するものを対象とする。
- 3 令和7年4月1日から10月31日までに購入に係る電動アシスト自転車助成金の交付を受ける者については、別表備考第5項中「翌月以降」とあるのは「令和7年12月以降」と読み替えて適用する。
- 4 この要綱による改正前の今治市通学費助成金交付要綱に規定する別記様式第1号は、当分の間利用することができる。

別表（第4条関係）

助成金の種類	要件	対象経費	助成金の率又は額
通学定期助成金	公共交通機関を利用し、市内の自宅から対象学校に通学定期券を利用して通学していること。	通学定期券購入代金	月単位で算定し、1月当たりの助成額は、次の各号に定める額のいずれか少ない額 (1) 定期券の利用期間内にある月ごとの定期券購入代金の2分の1（1円未満の端数は切り捨てる。） (2) 5千円
電動アシスト自転車助成金	(1) 対象生徒が市内の高等学校又は中等教育学校（後期課程）に通学する者であること。 (2) 通学に要する距離が概ね7キロメートル以上あること。 (3) 市内の販売店において購入したものであること。	電動アシスト自転車の購入代金（予備の鍵その他の追加部品及び附属品、防犯登録費用、整備費用、保険代等本体価格以外のものは含まない。）	次の各号に定める額のいずれか少ない額 (1) 対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨てる。） (2) 7万5千円

備考

- 1 「月ごとの定期券購入代金」とは、通学定期券の該当月の利用対象日数を通学定期券の利用期間の全日数で除して得た額に、定期券の購入代金を乗じて得た額とする。
- 2 「通学に要する距離」とは、電動アシスト自転車を利用する合理的な経路であって、次に掲げる区間の距離とする。
 - (1) 自宅から高等学校又は中等教育学校（後期課程）までの区間
 - (2) 自宅から電車、バス等の公共交通機関を利用する駅、バス停等までの区間
- 3 助成金の申請は、対象経費を支払った日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、高校入学直前の1月1日から3月31日までに支払った電動アシスト自転車の購入代金については、翌年度の末日までとする。
- 4 電動アシスト自転車助成金は、高校2年時終了の3月31日までに購入したものを対象とする。ただし、自己の都合によらない事由によって電動アシスト自転車を利用して通学する必要がある者については、この限りでない。
- 5 電動アシスト自転車助成金の対象となる電動アシスト自転車購入の日の翌月以降は、通学定期助成金の対象としない。

		年 月 日～	年 月 日	
		年 月 日～	年 月 日	
		年 月 日～	年 月 日	
		年 月 日～	年 月 日	
		年 月 日～	年 月 日	
		年 月 日～	年 月 日	

4 助成金申請額・請求額

助成金申請額・請求額	円
------------	---

5 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店/支所 出張所
普通預金/当座預金 (該当に○印)	口座番号	
フリガナ		
口座名義 ※申請者(保護者)と同一		

6 添付資料

- (1) 通学定期券の写し又は定期券を購入したことがわかるものとして市長が適当と認める書類
- (2) 申請者(保護者)の本人確認書類(運転免許証等)
- (3) 振込先口座の通帳の写し

別記様式第1号（その2）（第5条関係）

今治市通学費助成金（電動アシスト自転車助成金）交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛名）今治市長

今治市通学費助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり今治市通学費助成金（電動アシスト自転車助成金）の交付を申請します。また、交付決定された助成金について請求します。下記の口座に振り込んでください。なお、今治市税納付状況調査を行うことに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所			
	電話番号		対象生徒との続柄	
対象生徒	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	学校及び学年		自宅から学校まで又は最寄り駅等までの距離	km
電動アシスト自転車	購入店舗	所在地 名称		
	自転車	メーカー	型式/品番	
	購入金額	円		

助成金申請額・請求額	円
------------	---

助成金額は購入金額の2分の1
(千円未満の端数は切り捨て)

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店/支所 出張所
	普通預金/当座預金 (該当に○印)	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義 ※申請者(保護者)と同一		

【遵守事項等】

- 1 購入した電動アシスト自転車の防犯登録を行うこと。
- 2 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等に加入すること。
- 3 生徒が自転車を利用する際は、安全確保のため必ずヘルメットを着用させること。

【添付資料】

- 領収書の写し
- 購入した電動アシスト自転車に型式認定 T S マークが貼付されている箇所の写真
又は購入した自転車の型式、品番等がわかるもの
- 通学経路図
- 購入した電動アシスト自転車に、対象学校から交付された通学用自転車のシールが貼付されている写真
又は通学に使用している自転車であることがわかるもの
- 申請者(保護者)の本人確認書類(運転免許証等)
- 振込先口座の通帳の写し

別記様式第2号（第6条関係）

今治市通学費助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付で申請のあった今治市通学費助成金については、下記の理由により不交付決定いたしましたので、今治市通学費助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 今治市通学費助成事業
 通学定期助成金
 電動アシスト自転車助成金
- 2 不交付となった理由